## 大口町告示第15号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例(平成5年大口町条例第3 1号)第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

平成31年3月22日

大口町長 鈴木 雅博

- 1 賦課年月日平成31年4月1日
- 2 負担区の名称第3負担区
- 3 賦課対象区域

丹羽郡大口町大字小口字下之段及び字地蔵堂の全部 丹羽郡大口町上小口三丁目、中小口二丁目並びに大字小口字下山伏、字上山伏、 字金三西、字丸の内及び字定光寺の各一部

4 賦課対象区域の地籍 124,000平方メートル 区域図

